



食科協ニュースレター 第92号

3月号

東北地方太平洋沖地震により、被災されたみなさまに心より
お見舞い申し上げます。
国を挙げての一日も早い復興をお祈り申し上げます。

目 次

【巻頭言】	頁
食の安全情報について考える	1
<hr/>	
【食科協の活動状況】	
1. 2月の主な活動	2
2. 今後の予定	3
<hr/>	
【行政情報】	
1. 福島県産及び茨城県産食品から食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射能が 検出された件について(福島原子力発電所事故関連)	3
2. 東北地方太平洋沖地震を受けた食品表示の運用について	8
<hr/>	
【消費者情報】	
1. 消費者庁が情報発信「東北地方太平洋沖地震への対応について」	9
<hr/>	
【学術・海外行政情報】	
1. 有機対在来農法野菜: 栄養素、汚染物質摂取に対する影響	11
<hr/>	
【編集後記】	11

平成23年3月24日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麵連会館2F TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【巻頭言】

食の安全情報について考える

NPO法人食品保健科学情報交流協議会

理事長 せきざわ じゅん
関澤 純

リスク評価からコミュニケーション、そして会員の皆様との連携について一言記します。

動物の発がんデータはそのまま人に適用できるか？

化学物質の発がん性について人での証拠がない限り動物試験データが重視されます。よく引用される Gold・Ames の発がんポテンシーデータベースでは、最も感受性の高い動物はマウス、標的臓器は肝臓とされています。他方、米国がん研究所の1973-1999年のレビューで、米国の肝がん罹患率は10万人中2.4人と、前立腺がん、乳がん、肺がんの165, 134, 63人に比べはるかに少なく、これは人とマウスにおける肝がんの発がん作用様式の違いを反映しておりマウスの肝がんデータは人に適用できない場合が多いことが知られています。日本では肝がんが男性の全がん死中の第3位ですが、原因は化学物質でなくほとんどは肝炎ウイルスによるとされています。先月環境省の環境リスク評価ワークショップで、筆者が20年以上協力してきた国際化学物質安全性計画(IPCS)の10年にわたる国際共同研究成果を基礎に、先進国で採用されている「動物発がんデータのヒトへの適用における発がん作用様式の検討」の重要性について講演しました。科学的にデータをより精密に検討しリスク評価を行う方向を示したものです。食品分野でもリスク評価に関心が高まりつつありますが、化学物質のリスク評価を目的にしつつ有害性データの十分な生物学的な検討なしにデータを引用し、暴露シミュレーションを中心にした“定量的リスク評価”が公表される例が工学系で見られます。こと健康リスク評価では、有害性に関する検討が適切でなければ暴露シミュレーションがいかに精緻でもそのリスク評価は不適切なものになりえます。

多くの人に関心を持ち信じやすいことと広告・宣伝の功罪

テレビ・新聞での“食”と“健康”にかかわる広告・宣伝の情報量は圧倒的です。「健康で、美しく、長生きしたい」は多くの人々の率直な願いで、人々は自らの関心や願いに沿う情報を欲し、これを標的に多大な費用と戦略による宣伝がなされ、その結果願いに沿う情報は深く考えられず受け入れられる傾向があります。「この食品が体に良い、あの食品は危険」と決めつけ信じ込むことをフードファディズムと呼びますが、安易に信じる人も悪いですが、信じ込ませる意図が功を奏している広告側は原因者と

いえます。以前にも紹介しましたが、食品安全委員会が1年半前に発表した公募モニターアンケートでは、専門家・行政と消費者の間の食のリスク認識のギャップがあるという回答が90%以上でした。理由としては、「知るべきことが増えたが、行政の情報提供が不適切である」もあげられていました。

食の安全情報はどう伝えられるべきだろうか？

日本生協連くらしと商品研究室調査(2007)で「遺伝子組換えトマトには遺伝子はあるが普通のトマトには遺伝子はないと思う」と答えた人が3%いたとして、消費者の理解力不足が指摘されます。しかし欧州連合では回答者の41%が同じ答えをしており、日本の消費者が特別に理解不足とは言えません。むしろ50歳代以上の方は義務教育で遺伝学の基礎について習わず、また若い人が理解できないとすれば、生活に必要な基礎的な知識の教育を重視しない文部科学省の学習指導方針に問題があると言えます。米国で国民の5%しか科学に理解がなく20%しか関心がないとの調査からNational Science Education StandardがサイエンスカフェでDNAの定義を教えるなどの試みを25年続けたが理解度は全く変化しなかったという報告があります。公衆を単なる空き箱のように考え、知識を詰め込めば理解が進むと考えた、心理学で言う「欠陥モデル」の発想による失敗例と言えます。

食科協では筆者らも協力し、人々が知りたいテーマを分析し関心に対応して、分かりやすく説明する「食の安全ナビ検定クイズ」をホームページで掲載しています。まだ不足しているテーマや日々更新しなければならない部分もありますが、楽しみながら自ら考えて食の安全に適切な関心と理解を深める一つの試みと位置づけています。共に学びつつ今後さらに適切な情報提供を図るため、(1)「食科協」の組織的な強化と並行して、(2)報道関係者と適切に協力する仕組みの構築の検討、(3)ホームページ、メーリングリスト、ニュースレターを通して会員の皆様のご関心や問題の指摘を積極的にお聞きしながら活動の充実を図ってゆきたく思います。

【食科協の活動状況】

1. 2月の主な活動

- 7日 理事長、環境ホルモン学会講演会「ネオニコチノイド新たな環境かく乱物質となるのか」出席。
- 9日 運営委員会を開催。
- 15日 常任理事会を開催、議題は「食の安全ナビ検定クイズ」経験交流ワークショップの報告、食品化学研究振興財団シンポジウム開催助成申請提出報告、3月勉強会(トランス脂肪酸と黒糖及び黒糖加工品、コンブ巻の原料原産地表示に関する基本的な考え方についての意見交換。会場：全麺連4階会議室)の準備、次年度の第9回総会(5月24日)の準備、ホームページの更新、

2月運営委員会からの報告、 その他。

16日 理事長、厚労省の厚生労働科学研究事後評価会議に出席。

18日 理事長、環境リスク評価ワークショップで「動物発がんデータのヒトへの適用妥当性について発がん作用様式の検討」講演。

25日 理事長、(社)日本青果物輸入安全推進協会総会前の講演会で「食品安全リスクコミュニケーションの現状と今後の課題」を講演。

28日 食科協ニュースレター第91号(2月号)を発行。

2. 今後の予定

第9回通常総会及び会員研修講演会の開催

5月24日(火)13時から日本橋社会教育会館8階ホールにおいて第9回通常総会を開催し、引き続き「施行後5年を経過した残留農薬のポジティブリスト制度の検証」をテーマにした会員研修講演会を開催します。多くの方々の参加をお待ちしています。

【行政情報】

1. 福島県産及び茨城県産食品から食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射能が検出された件について(福島原子力発電所事故関連)

1) 厚生労働省の発表

厚生労働省は3月18日、福島県産及び茨城県産食品から食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射能が検出されたとの情報を入手し、次のとおり発表しました。詳細は下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015iif.html>

(1) 福島県産食品について

福島県の原子力センター福島支所の緊急時モニタリングにおいて、食品衛生法上の暫定規制値を超える原乳が発見されたとの情報(下記1)を入手いたしました。このため、厚生労働省において、福島県の衛生部局に対し、関係情報を調査の上、食品衛生法に基づき当該検体の入手先、同一ロットの流通先の調査、販売の禁止等必要な措置を講ずるよう依頼を行いました。

下記1 緊急モニタリング検査結果について(福島県・原乳)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015iif-att/2r98520000015ik5.pdf>

場 所	採取日時	試料の 種類	測 定 結 果			備考
			ヨウ素-131 (Bq/kg)	セシウム-134 (Bq/kg)	セシウム-137 (Bq/kg)	
福島県	H23.3.16 14:25(1回目)	原乳	1,190	検出せず	18.4	

伊達郡 川俣町	H23.3.17 6:00(2回目)	原乳	<u>1,510</u>	検出せず	検出せず	
	H23.3.18 6:00(3回目)	原乳	<u>932</u>	検出せず	検出せず	

参考

「原子力施設等の防災対策について(原子力安全委員会)」飲食物の摂取制限に関する指標に基づく牛乳・乳製品の摂取制限に関する指標

ヨウ素-131：300Bq/kg以上、セシウム：200Bq/kg以上、ウラン：20Bq/kg以上、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種(プルトニウム、アメリシウム、キュリウム)：1Bq/kg以上。

食品衛生法における牛乳・乳製品の暫定規制値も同値。(ただし、ヨウ素-131は、乳幼児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳には100Bq/kgを超えるものは使用しないよう指導。) 上表の測定結果のアンダーラインは、暫定規制値をこえたもの。

(2) 茨城県産食品について

茨城県より下記2の通り、報道発表したとの連絡がありました。

下記2 分析結果：県環境放射線監視センター 3/19 (3/18 採取分)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015iif-at{/2r98520000015jpm.pdf}>

市 町 村	品 目	放射能濃度(Bq/kg) 上段：放射性ヨウ素 下段：放射性セシウム
高萩市	ネギ	201 ----- 7
	<u>ハウレンソウ</u>	<u>15,020</u> ----- <u>524</u>
日立市	ネギ	497 ----- 8
	<u>ハウレンソウ</u>	<u>14,500</u> ----- 356
常陸太田市	ネギ	114 ----- 8
	<u>ハウレンソウ</u>	<u>8,830</u> ----- 374
常陸大宮市	ネギ	601 ----- 5

大子町	<u>ホウレンソウ</u>	<u>6,100</u>
		478
東海村	ネギ	686
		5
	<u>ホウレンソウ</u>	<u>9,840</u>
		233
ひたちなか市	ネギ	578
		8
	<u>ホウレンソウ</u>	<u>8,420</u>
		140

暫定規制値 放射性ヨウ素(I-131) 2,000Bq/kg

放射性セシウム(Cs-134, 136, 137) 500Bq/kg

注：品目及びその濃度のアンダーラインは、暫定規制値をこえたもの。

2) 食品安全委員会の発表

食安委は3月19日、厚生労働省から食品衛生法の暫定規制値を超える放射能が検出された食品について発表があったことを踏まえ、Q&Aを更新(問3)したことなど「東北地方太平洋沖地震関連情報 東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響と食品の安全性について」(第5報)を発表しました。ここでは、食品の放射能汚染に関連したQ&Aなどを主に掲載します。詳しくは下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_genshi_ro_20110316.pdf

1.(省略)

2.食品の安全性については、3月17日(木)、厚生労働省が原子力安全委員会が定めた防災指針(「原子力施設等の防災対策について」)の指標値を食品衛生法に基づく暫定的な規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号(「有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの」の販売、採取、製造、加工、使用、輸入等の禁止)に当たるものとして食用に供されることのないよう対応することとし、各自治体に通知しました。

厚生労働省

・放射能に汚染された食品の取扱いについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e-img/2r9852000001559v.pdf>

内閣府 原子力安全委員会

・原子力施設等の防災対策について(第5章5-3の(3)飲食物の摂取制限に関する指標[p.23~p.25]を参照)

<http://www.nsc.go.jp/shinsashishin/pdf/1/so001.pdf#page=63>

< 飲食物に関する暫定規制値について >

この暫定規制値を上回る食品について、食用に供されることがないよう販売その他について措置されることとなります。暫定規制値のうち、放射性ヨウ素と放射性セシウムに関する暫定規制値は以下のとおりです。

対 象	放射性ヨウ素(混合核種の代表核種： ¹³¹ I)
飲料水	300Bq/Kg
牛乳・乳製品(注)	
野菜類(根菜、芋類を除く。)	2000Bq/Kg

(注) 100Bq/Kg を超えるものは、乳幼児調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

対 象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/Kg
牛乳・乳製品	
野菜類	500Bq/Kg
穀類	
肉・卵・魚・その他	

< 放射能等の強さを示す単位について > (出典 1)及び3)参照)

放射能とは、放射線(エックス線など)を出す能力のことを言います。ここで用いられている単位 Bq(ベクレル)とは、放射能の強さを計る単位であり、単位時間内に原子核が崩壊する数を表わしています。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さのことを言います。一方、人間が放射線を浴びた時の影響度を示す単位としては、Sv(シーベルト)があります。

Bq(ベクレル)と Sv(シーベルト)は以下のように換算できます。

(例 1)

500Bq の放射性セシウム 137 が検出された飲食物を 1kg 食べた場合の人体への影響は、 $500 \times 1.3 \times 10^{-5}$ () = 0.0065mSv(ミリシーベルト = Sv の 1/1000)となります。

(例 2)

300Bq の放射性ヨウ素 131 が検出された飲食物を 1kg 食べた場合の人体への影響は、 $300 \times 2.2 \times 10^{-5}$ () = 0.0066mSv となります。

実効線量係数(経口)：放射能の単位であるベクレルから生体影響の単位であるシーベルトに換算する係数。核種(放射能の種類)、化学形、摂取経路により放射線障害防止法などで規定されています。

< 放射線の人体への影響について > (出典 2)参照)

上記の例で算出した約0.007mSvの人体への影響は、東京からニューヨークに航空機で移動した場合の放射線の人体への影響(約0.1 mSv)の約14分の1です。(胃のエックス線集団検診(1回)を受診した場合の放射線の人体への影響(約0.6mSv)の約86分の1です。)

(出典) 1)(独)放射線医学総合研究所ホームページ(平成23年3月14日更新)

2)文部科学省パンフレット「放射線と安全確保」(平成21年3月)

3)平成12年科学技術庁舎告示第5号「放射線を放出する同位元素の数量等」

3.(欠番)

4. 関連情報(省略)

5. Q&A(3月19日更新)(問2、3、6、7を以下に抜すい)

問2 流通している食品は大丈夫なのですか。

答 1 福島県によれば、原子力発電所周囲の避難対象区域からの農産物の出荷は可能な状態ではないとのこと。

2 今後流通する食品については、食品衛生法に基づき、定められた暫定的な規制値を超えるものは流通させないよう取組がなされます。

問3 この暫定的な規制値は評価が行われていませんが、暫定規制値を超える食品を摂取してしまった場合に健康への悪影響は生じるのですか。

答 1 今回、厚生労働省が策定した暫定規制値は、原子力安全委員会が設定した指標を暫定規制値としたものです。

2 放射性物質を含む食品の摂取による人体への影響は、内部被ばくによるものですが、原子力安全委員会は、国際放射線防護委員会(ICRP)が勧告した放射線防護の基準(例えば放射性セシウムの場合：実効線量5ミリシーベルト/年)をもとに指標を定めています。この指標は、我が国における食品の摂取量等を考慮して、食品のカテゴリー毎(例えば放射性セシウムの場合：飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他)に定められたものです。

3 ICRPが示したのは内部被ばくの限度値であり、これを基に原子力安全委員会が設定した指標と同じ暫定規制値については、それを上回る食品を食べた場合であっても、直ちに健康に悪影響が生じるというものではないとされています。

問6 放射線と放射能はどう違うのですか。

答 放射線とは、放射性物質(セシウム137等)の崩壊に伴い放出されるエネルギーをもった粒子又は電磁波のことです。放射能は放射線を出す能力です。その能力を持つ物質を放射性物質といいます。

一般に「放射能漏れ」とは「放射性物質漏れ」のことであり、放射線を出す放射性物質が原子力施設の外部に漏れ出すことです。

問7 そもそも農産物や食品には放射性物質があるのでしょうか。

答 私たちの身の回りには極わずかですが天然の放射性物質があります。これらの

物質から常に放射線を浴びています。

これら全体では1年間に2.4ミリシーベルト(世界平均)の放射線を浴びており、うち食物などからは0.24ミリシーベルトの放射線を浴びています。 以上

2. 東北地方太平洋沖地震を受けた食品表示の運用について

1) 農林水産省の発表

農水省は3月14日、11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じ、被災地への食料の円滑な供給が最重要課題となっていることから、当分の間、震災地域で販売される飲食料品についてはJAS法に基づく表示取締りの対象としない運用を行うよう各都道府県へ通知するとともに公表しました。詳しくは下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/pdf/jas_unyo.pdf

同通知の要点：「JAS法においては、無償供与など販売以外の授与が行われる飲食料品について、表示義務の対象としていないところであるが、震災地域で販売される飲食料品についても、震災地域への食料の円滑な供給を最優先するため、当分の間、取締りの対象としないこととするので、震災地域への食料の円滑な供給方よろしく願います。」

2) 消費者庁の発表

(1) 食品衛生法に基づく製造所固有記号の表示の運用について

消費者庁は3月17日、製造所固有記号の取扱いの特例として、平成23年4月30日までに製造する食品(添加物)については、新たな記号を届け出なくても、所定の届出様式をFAXにて消費者庁食品表示課へ届け出ることにより、被災地の工場(製造所)で使用していた記号を同じ製造者の他の工場(製造所)に例外的に使用できることとした運用を各都道府県等へ通知するとともに公表しました。詳しくは下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin520.pdf>

(2) 食品衛生法に基づく表示基準の運用について

消費者庁は3月18日、次の情報「東北地方太平洋沖地震を受けた食品表示の運用について」を各都道府県等へ通知するとともに、同庁HPのトップページ「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震への対応について - 消費者庁」の「5.その他」に掲載しました。詳しくは<http://www.caa.go.jp/jisin/110318syokuhin.html>をご覧ください。(伊藤蓮太郎)

「東北地方太平洋沖地震を受けた食品表示の運用について」

食品衛生法では販売・授与する食品について公衆衛生上の見地から表示義務を課していますが、震災地域で販売・授与される食品については、当分の間、取締りを行わ

ないこととしております。

なお、他のパッケージを転用するなど、表示が食品の内容と異なる場合には、被災地の消費者に誤認を与えることのないようにしてください。以上

【消費者情報】

消費者庁が情報発信「東北地方太平洋沖地震への対応について」

消費者庁は東北地方太平洋沖地震への対応について、1.生活関連物資情報、2.食の安全に関する情報、3.節電・計画停電に関する情報、4.詐欺、悪質商法について等について情報提供を行っています。

1.生活関連物資情報

蓮舫消費者担当大臣からの生活関連物資の購買に関するお願い

1. 3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震において被災をされた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、救援、救出に全力を挙げていただいている自衛隊、警察、消防、海上保安庁、そして各自治体、関係各位の本当に身を惜しまない努力に心から感謝を申し上げます。
2. 今回の地震の被害に関連し、食料品など生活関連物資の供給についての問題が生じています。

生活関連物資に関しては、まず被災地への供給を最優先に考えなければなりません。一刻も早く被災地の皆様に食料品などが十分に届くよう、官民挙げて最大限の努力をしているところです。

3. 併せて、主として首都圏において、スーパー、コンビニ、商店などの店舗において品薄状態になっているという問題が発生しています。
4. 首都圏等の消費者の皆様へのお願いです。現在、首都圏等への食料品など生活関連物資の供給量は決して減少しておりません。停電などの影響の大きい一部商品を除き、製造メーカー、流通業者などの皆様のご努力により、むしろ通常時と同等あるいはそれ以上の供給が確保されています。また、今後の供給量も減少は見込まれていません。しかしながら、災害への不安から過剰に反応し、買い急ぎ、買いためを行う消費者が増えています。このため品薄となった店舗を見て、品切れに対する不安から更に過剰な購買を行うという悪循環になっています。例えば、あるスーパーでは、通常時の2倍程度の品物を供給しているものの、消費者が商品によっては普段の10倍から30倍ほどの量を買おうとしているため、その需要に追いつかず、品薄、品切れ状態になっていると聞いています。現在のガソリン供給状況では、この過剰な需要を満たすための配送トラック等が確保できない、とのことです。

5. 首都圏等の消費者の皆様おひとりおひとりに冷静な購買行動をお願いいたします。生活関連品の供給が枯渇するということは決してありません。仮に不要不急の購入、買い急ぎ、買いだめなどが続けば、今最も物資を必要としている被災地に向けての生活関連物資の供給に支障が生じる可能性もあります。消費者の皆様の冷静な行動を、心からお願いいたします。

平成 23 年 3 月 17 日:生活関連物資に課かる消費者の買いだめ等に係る販売事業者への協力要請のお願い:

生活関連物資について、各事業者から消費者に対し不要不急の購入、買い急ぎ、買いだめなどを控えてもらいたいことをお願いしていただくことも有効であることから、この旨、関係団体を通じて各事業者に伝わるよう、消費者庁から経済産業省に対し要請しました。

平成 23 年 3 月 17 日:生活関連物資の買いだめに関する意見交換会の開催他

2. 食の安全に関する情報

食品からの放射能検出に伴う出荷制限について（蓮舫消費者担当大臣）

(3月21日)

<http://www.caa.go.jp/jisin/110321onegai.html>

食品における放射能検出に関するお願い（蓮舫消費者担当大臣）(3月20日)

<http://www.caa.go.jp/jisin/110320onegai.html>

3. 節電・計画停電に関する情報

東北地方太平洋沖地震により電力供給の不足が見込まれます。徹底した節電のご協力をお願いします。

4. 詐欺、悪質商法について

- 平成 23 年 3 月 18 日:「震災に関する義捐金詐欺にご注意ください」

東北地方太平洋沖地震に関する義捐金詐欺等に関する情報が寄せられていることから、消費者庁では消費者へ注意喚起をすることとしました。震災に便乗した悪質商法や詐欺などにご注意ください!

5. その他

- 食品事業者のみなさまへ

東北地方太平洋沖地震を受けた食品表示の運用について

<http://www.caa.go.jp/jisin/110318syokuhin.html>

- 東北地方太平洋沖地震を受けた製造所固有記号番号の表示の運用について

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin520.pdf>

【学術・海外行政情報】**有機対在来農法野菜：栄養素、汚染物質摂取に対する影響**

Hoefkens C, Sioen I, Baert K, De Meulenaer B, Dehenauw, S, Vandekinderen I, devieghere F, Opsomer A, Verbeke W, Camp JV

(Dept. Food Safety Food Quality /Dept. Agr. Economics, Ghent Univ. Coupure Links 653, B-9000 Ghent Belgium)

Food Chem Toxicol., 2010 Nov. 48 (11) 3056-66

有機農法食品を食べることが在来農法食品を食べることに比べて健康上どのような効果・影響があるかは明瞭ではない。本研究では成人における、有機農法野菜類(人参、トマト、レタス、ほうれん草及びジャガイモ)の消費による栄養素、汚染物質の摂取を在来農法食品と比べた。摂取量の評価は以下2つの成人集団で確率論的評価により実施した：(1) ベルギー人(n=3245)及び(2)フラマン人(Flemish)人(n=522)の有機食品及び在来食品消費者。これまでの分析調査では、有機食品と在来食品間で栄養素、汚染物質の含量に差があることが知られているが、成分及び野菜の種類により統一的な結果ではない。本研究ではこれらの結果を摂取量の違いと組み合わせで評価した。すなわち、特定の栄養素及び汚染物質の摂取量は有機食品及び在来食品間で高い、若しくは、低い違いがある。しかし、有機食品消費者の摂取パターンを解析すると一定の栄養成分、汚染物質群の摂取が高い。これは有機食品摂取者は野菜類の摂取量が一般に多いということによって説明できる。国民保健の観点から従来野菜より有機野菜を推奨するには十分な根拠に欠ける。有機食品消費者は在来食品消費者に比べて一般に野菜の摂取量が多いことが、有機食品・在来食品間の栄養素、汚染物質濃度の差に比べて寄与することが多い。(石井健二)

編集後記

このたびの未曾有の大地震により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

この地震による福島第1原子力発電所の事故発生の影響で、原乳、野菜、水道水等から放射性ヨウ素等が検出され、茨城県産ホウレンソウ等が出荷制限されたことから、風評被害が心配されます。それ故に「暫定規制値を超えた食品を摂取したとしても直ちに健康に影響を及ぼすものではありません。」というわれわれにしては聞きなれたフレーズではありますが、もっともっとリスクコミュニケーション(相互理解・共通認識等)が必要であると痛感しています。

食安委のHPが一時不具合となったため、関連の情報が掲載できませんでした。(伊藤蓮太郎)

この機関紙の記事を無断で転載することを禁じます。